

福島県担い手確保・経営強化支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 福島県担い手確保・経営強化支援事業の実施については、次に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正に処理するものとする。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）
 - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）
 - 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）
 - 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）
 - 担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）
 - 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知。）
 - 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。）
 - 福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について（昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達）
 - 福島県担い手確保・経営強化支援事業補助金交付要綱（平成28年3月8日付け27農支第3274号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）

(目的)

- 第2 本事業は、地域計画の目標地図に位置付けられた者等が、経営発展や地域農業の持続性の確保に関する目標を定め、その目標達成への取り組みを支援することにより、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

- 第3 本事業の実施主体は、市町村とする。

(事業内容)

- 第4 本事業は、次に掲げる対策により構成する。
- 1 担い手確保・経営強化支援対策
この対策の内容については、国実施要綱第3の1のとおりとする。
 - 2 地域農業構造転換支援対策
この対策の内容については、国実施要綱第3の2のとおりとする。

(事業実施等の手続き)

第5 本事業の実施については、以下に定める。

1 担い手確保・経営強化支援対策

この対策の実施については、別記に定めるものとする。

2 地域農業構造転換支援対策

この対策の実施については、別記に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和6年3月19日から施行する。

2 福島県担い手確保・経営強化支援事業事務取扱要領は廃止する。

ただし、令和5年度までに実施した事業の事務手続きについては、従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和7年3月21日から施行する。

別記 担い手確保・経営強化支援対策及び地域農業構造転換支援対策

(事業実施計画の提出)

- 第1 国実施要綱別記の第1の6の(1)に基づき、担い手確保・経営強化支援計画書(以下「支援計画」という。)を作成した事業実施主体は、担い手確保・経営強化支援計画承認申請書(第1号様式)を添付し、福島県農林事務所長(以下「所長」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 所長は、前項に基づき、支援計画を承認するにあたり、農林水産部長(以下「部長」という。)に協議するものとする。
- 3 部長は、前項により協議を受けた場合は、東北農政局長との協議を経て協議結果を通知する。
- 4 所長は、支援計画を承認する場合には、第2号様式により事業実施主体に通知するものとする。
- 5 部長は、承認した支援計画に追加的信用供与補助事業の実施が計画されている場合、当該支援計画の写しを福島県農業信用基金協会へ送付する。

(補助金の割当内示)

- 第2 国から補助金の割当内示を受けた部長は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の割当内示を行うものとする(第3号様式の1)。
- 2 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、事業実施主体の長に対し、補助金額を割当内示するものとする(第3号様式の2)。

(交付申請書の提出)

- 第3 事業実施主体の長は、第2の2の規定による補助金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに交付要綱第3条第1項による交付申請書を所長に提出するものとする。
- 2 所長は、事業実施主体の長より交付申請があった場合、交付申請書の写しを部長に送付するものとする。

(補助金の交付の決定)

- 第4 部長は東北農政局長から交付決定を受けた場合、所長に交付決定が可能な旨を通知する。
- なお、部長は東北農政局長からの交付決定を不要とする支援計画を承認した場合にも所長に交付決定可能な旨を通知する。
- 所長は、補助対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、事業実施主体の長に対し交付決定通知書(第4号様式の書例を参照すること。)を交付するものとする。
- 2 所長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

(事業の着手)

第5 補助対象事業は、原則交付決定に基づき行うものとする。

2 1の規定にかかわらず事業実施主体の長は、次の事由に該当し交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（第5号様式）を所長に提出するものとする。

交付決定前着手の必要がある場合とは、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情が認められるときとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の日付及び文書番号を記載するものとする。

また、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、補助金の割当内示を受けて着手するものとする。

その場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを承知のうえで行うものとする。

3 2の規定による提出を受けた所長は、必要性を検討のうえ、これを收受し部長に写しを送付するものとする。

(入札結果報告・着工届)

第6 事業実施主体の長は、助成対象者から担い手確保・経営強化支援事業に係る着工（契約）届（市町村交付規則等）の提出があったときは、所長に速やかに（第5の2の規定による交付決定前着手届を提出した場合にあっては交付決定後）担い手確保・経営強化支援事業の入札結果報告・着工届（第6号様式）により報告するものとする。

なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

(計画の変更)

第7 事業実施主体の長は、国実施要綱別記の第1の7に基づく重要な変更をする場合は、担い手確保・経営強化支援計画変更承認申請書（第1号様式）を作成のうえ、速やかに所長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 前項の手続きは、第1に準じて行う。

(変更届)

第8 事業実施主体の長は、交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、国交付要綱第10及び交付要綱第5条に基づいて行うものとするが、国交付要綱第11及び交付要綱第4条第1項に規定する軽微な変更を行う場合には、担い手確保・経営強化支援計画変更届（第7号様式）を所長に提出するものとする。

(遂行状況報告)

第9 所長は、事業に係る四半期ごとの執行状況を担い手確保・経営強化支援事業に係る執行状況報告書（第8号様式）により、各四半期（第4・四半期を除く）の翌月10日までに部長に報告するものとする。

(完了報告書)

- 第 10 事業実施主体の長は、助成対象者から担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工（納入）届の提出があったときは、補助対象事業が適正に行われたことを確認し、速やかに担い手確保・経営強化支援事業に係る竣工届（第 9 号様式）及び交付要綱第 8 条第 2 項による完了報告書を所長に提出するものとする。
- なお、竣工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

(実績報告書)

- 第 11 事業実施主体の長は、補助事業が完了したときは、交付要綱第 9 条第 1 項による交付金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。
- 2 工事を伴う補助事業にあって、1 の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真等とする。
- 3 所長は、2 の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

(目標達成状況の報告)

- 第 12 事業実施主体の長は、支援計画承認年度から計画終了年度までの間、毎年度、支援計画に掲げる目標の達成状況や当該計画の実績に関する評価を行い、その結果を国実施要綱別記の第 2 の 1 の規定に基づき、担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（第 10 号様式）により、部長が定める期限までに所長に報告書を提出するものとする。
- 2 1 の規定による提出を受けた所長は、国実施要綱別記の第 2 の 3 の規定に基づき当該報告の内容を点検評価のうえ、部長に提出するものとする。
- また、所長は、支援計画に掲げられた目標の達成状況が立ち遅れている場合は、事業実施主体に対して必要な改善措置を指導するものとする。
- 3 部長は、2 の規定による提出を受けたときは、目標の達成状況について第三者の意見を聴いたうえ、目標の達成状況が大きく立ち遅れている場合は、事業実施主体に対して必要な改善措置を指導するものとする。
- また、事業実施主体に対して目標の達成状況に関する現地調査を行うことができる。

(事業の評価)

- 第 13 事業実施主体の長は、国実施要綱別記の第 3 の 1 の規定に基づき、支援計画に掲げる目標の達成状況や当該計画の実績に関する評価を行い、その結果を担い手確保・経営強化支援事業目標達成状況報告書（第 10 号様式）により作成し、部長が定める期限までに所長に評価報告書を提出するものとする。
- 2 1 の規定による提出を受けた所長は、当該報告の内容を点検評価のうえ、部長に提出するものとする。
- また、所長は、支援計画に掲げられた目標の全部又は一部が達成されていない場合は、国実施要綱別記の第 3 の 1 の規定に基づき、事業実施主体に対して目標未達成理由等の報告書（国実施要綱別紙様式第 5 号）を併せて提出させ、必要な改善措置を指導するも

のとする。

3 部長は、2の規定による提出を受けたときは、目標の達成状況について第三者の意見を聴いたうえ、目標の全部又は一部が達成されていない場合は、事業実施主体に対して必要な改善措置を指導するものとする。

また、事業実施主体に対して目標の達成状況に関する現地調査を行うことができる。

(成果確認検査)

第14 所長は、実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」(平成6年4月1日付け6農第36号農林水産部長通知)に基づいて行うものとする。

(補助金の額の確定)

第15 所長は、前項の成果確認検査により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。補助金の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」(昭和50年1月27日付け50農林第14号農地林務部長通知)又は「補助金等の額の確定について」(昭和51年8月20日付け51農政号外農政部長通知)に基づいて行うものとする。

(財産の処分等)

第16 事業実施主体の長は、国交付要綱に基づく財産処分等をしようとする場合には、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知)及び国実施要綱に定める各種様式に基づき、申請書等を所長を経由して知事に提出するものとする。

(災害の報告)

第17 事業実施主体の長は、助成対象者が導入等した機械等について、処分期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、報告書(第11号様式)を速やかに所長に提出する。

2 1による提出を受けた所長は、報告書の写しを部長に提出する。

(増築等に伴う手続)

第18 事業実施主体の長は、助成対象者が導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ助成対象者に報告させ、届出書(第12号様式)を所長に提出する。